佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害の有無に関係なく、県民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ実践のきっかけづくり及び競技人口拡大を図ることにより地域の活性化を図るため、障害者スポーツイベントを開催する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる各号の要件を満たすもののうち、知事が特に認めるものとする。
- (1) 毎年度6月1日から12月31日までの期間内に佐賀県内で実施される障害者 スポーツイベントで、次のいずれかに該当すること
 - ア (公財)日本障がい者スポーツ協会または同協会加盟団体が主催する日本一を 決める大会で過去3年以内に日本一の実績を収めたスポーツ団体を招へいした イベント
 - イ アに準じるもので、一般のメディアの関心が非常に高く、多くの県民が障害者 スポーツに親しむ契機となることや佐賀県の情報発信への効果が期待できるイ ベント
 - ウ 佐賀県が誘致したイベント
- (2)補助事業期間中に障害者スポーツの普及のためにスポーツ体験会その他の交流 事業を実施すること
- (3) 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とするものでないこと
- (4) 県又は県から補助金等の交付を受けている団体から補助事業に対して助成を 受けていないこと

(補助事業者)

- 第3条 補助の対象となる団体等(以下「補助事業者」という。)は、前条に定める補助対象事業を行う団体とする。
- 2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率は別表のとおりとし、補助金額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出 部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲 げるとおりとする。
- (1)規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。
- (3)補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、「佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付け商第1251号)」のとおり県内企業と契約するように努めること。
- (4)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな

- った場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、 補助事業完了後5年間保管すること。
- (7)補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号 により速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更 承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

- 第7条 知事は、第5条の申請があった場合は、内容を審査したうえで必要と認める場合に、予算の範囲内において補助金の交付決定を行う。
- 2 知事は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれ に条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知により申請者に 通 知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日 (補助金が全額概算払いで支払われた場合にあっては、補助金の交付決定に 係る会計年度終了日から10日以内)のいずれか早い日とし、その提出部数は 1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、 第7条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、 交付すべき額を確定し、補助金の額の確定通知により補助対象者に通知する ものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。この場合の補助金交付請求書は、様式第 5 号 - 1 のとおりとする。

2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 5 号 - 2 のとおりとする。

(検査等)

第 11 条 知事は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに補助対象者に対して報告を求め、又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

- 第 12 条 知事は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の 全部又は一部取消、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を 命ずることができる。
- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2)その他、知事が不適当と認めたとき。
- 2 知事は、補助事業者が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが 判明したときは、前項の規定を準用する。

(延滞金)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定に基づき補助金の返還を求められ、これを 納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数 に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を、 県に納付しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、県補助金の交付に関し必要な事項は 別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

補	i 助	対	象	経	費		補	助	率	等
1	施設使用						1 () / 1	ا 0	以内
	/ a> > . L .	ο c÷ι+⁄-	ب ت بيد ا	- 	7 / \(\bar{\bar{\alpha}}	7 #	(た	だし、	別に道	通知す
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (1) (1)	イ)))))))))))))))) べ出交企記使消印通著広イイン演通画録用耗刷信作告べべ ト料費料映料品製運権宣门	・・ 象・費本般費 云~謝宿 制賃 費費 費当 の 一日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	費 費料 手数料 の運営額			¥費 、使用料・賃借料、警備費等)		を限度	まとす	ప 。)
3	イベント 人件費	事務局	費(半	年分)						
4	その他知識	事が認	める経	費						

事業計画書

【概要】

- 1·// ~ -							
イベント名							
実施場所							
実施期間	年	月	日	~	年	月	日
スポーツイベ ント及び交流 事業の内容							
備考							

収支予算書

1 収入の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
(例) 県補助金 自主財源				
合計				
消費税				
総合計				

2 支出の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
合計				
消費税				
総合計				

変更申請の場合は、変更交付決定前の額を、上段括弧書きで記載すること。

項目については、必要に応じて、適宜、追加、修正してください。

各項目に消費税を含んだ額でご記入いただく場合は、消費税等の欄は「 消費税込」と ご記入ください。

上記見積金額の総合計は、消費税及び地方消費税を含めた額としてください。

誓約書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。 なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。 また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認 に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社・団体等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定 する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その 他の団体又は個人ではありません。

年	月	日					
住	所						
代表者日	代名				(EII)		
代表者生年月日			年	月		日	

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部に照会を行う場合があります。

提供いただいた個人に関する情報は、佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

事業報告書

【概要】

- 1·//							
イベント名							
実施場所							
実施期間	年	月	日	~	年	月	日
スポーツイベ ント及び交流 事業の内容							
備考							

収支決算書

1 収入の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
(例) 県補助金 自主財源				
合計				
消費税				
総合計				

2 支出の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
合計				
消費税				
総合計				

項目については、必要に応じて、適宜、追加、修正してください。

各項目に消費税を含んだ額でご記入いただく場合は、消費税等の欄は「 消費税込」と ご記入ください。

上記見積金額の総合計は、消費税及び地方消費税を含めた額としてください。

第 号 年 月 日

佐賀県知事 様

住所又は所在地 申請者団体名 代表者役職 代表者氏名

(EJI)

佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付申請書

下記のとおり佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助事業を実施したいので、佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の効果
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 事業計画書(別紙1)
- 5 収支予算書(別紙2)
- 6 誓 約 書(別紙3)
- 7 その他(知事が別に定める書類)

 第
 号

 年
 月

 日

佐賀県知事様

住所又は所在地 申請者団体名 代表者役職 代表者氏名

(EJ)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けスポ第 号で交付決定通知のあった佐賀県 障害者スポーツイベント開催支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)第13条の規定 による確定額又は事業実績報告による精算額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額(要補助金等返還相当額)

金

3 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第 号 年 月 日

佐賀県知事様

住所又は所在地 申請者団体名 代表者役職 代表者氏名

(EJ)

佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金変更承認申請書

年 月 日付けスポ第 号により補助金の交付決定の 通知があった佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金について、下記 理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の 追加交付(減額承認)を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県 障害者スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を 添えて申請します。

記

 1
 変更交付申請額
 金
 円

 2
 既交付決定額
 金
 円

 3
 差引変更交付申請額
 金
 円

- 4 事業の目的
- 5 変更を必要とする理由
- 6 事業計画書(別紙1)
- 7 収支予算書(別紙2)
- 8 その他

(注) 1. 金額に変更のない変更申請書の場合は〔 〕の部分は消去すること。

第 号年 月 日

佐賀県知事様

住所又は所在地 申請者団体名 代表者役職 代表者氏名

(EII)

佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金実績報告書

年 月 日付けスポ第 号により補助金の交付決定の 通知があった佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金について、下記の とおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者スポー ツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告しま す。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の効果
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 事業報告書(別紙4)
- 5 収支決算書(別紙5)
- 6 その他(知事が別に定める書類)

(注1)事業の効果はできるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。 (注2)障害者スポーツイベントのパンフレット、宿泊証明書、航空券の半券、領収書等、精算金額の分かる書類等を添付すること。 様式第5号-1(概算払)

 第
 号

 年
 月

 日

(EII)

佐賀県知事 様

住所又は所在地 申請者団体名 代表者役職 代表者氏名

佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付請求書

年 月 日付けスポ第 号で交付決定の通知があった 佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金のうち、下記金額を交付される よう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助 金交付要綱の規定により請求します。

記

(内訳)

 交付決定額
 金
 円

 交付済額
 金
 円

 今回請求額
 金
 円

 残
 額
 金

(注)概算払で交付する場合の様式である。

【振込先】

金融機関名 本店・ 支店

預金種別 普通・ 当座

口座番号

口座名義

注) 1 振込先を記載してください。

2 振込み先を確認するため通帳の写し(口座番号などの該当部分)を添付してください。

様式第5号-2(精算払)

第 号 年 月 日

佐賀県知事 様

住所又は所在地 申請者団体名 代表者役職 代表者氏名

(EII)

佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付請求書

年 月 日付けスポ第 号で確定通知があった佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付要綱の規定により請求します。

記

(内訳)

額の確定額金円交付済額金円今回請求額金円

(注)精算払で交付する場合の様式である。

【振込先】 金融機関名 本店・ 支店 預金種別 普通・当座 口座番号 口座名義

- 注) 1 振込先を記載してください。
 - 2 振込み先を確認するため通帳の写し(口座番号などの該当部分)を添付してください。